特定非営利活動法人 LOVE EAST 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 LOVE EAST と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県羽咋市中央町サ35-1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、1)自然災害に際して広く災害救援活動を行うとともに、被災地の市 民等と協働し、被災者の生活再建や被災地域の復興支援活動に取り組む、2)また平時 においても生活に困窮している人に対して、生活の改善のための支援を行うことを通 して、弱い立場や環境にある人々の生活を立て直し、安全で安心して暮らすことができ る社会の形成に寄与することを目的に事業を行う。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)災害救援活動
- (2)地域安全活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動
- (6)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (7)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (9)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(活動・事業の種類)

- 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の各号の特定非営利活動に係る事業 を実施する。
 - (1)自然災害、飢餓、及び戦争等による被災民や難民等への緊急支援事業及び復興支援 事業並びに自然災害等に対する防災・減災事業被災地への援助及び救援、支援の事

業

- (2)貧困家庭支援活動
- (3) その他この法人の目的達成に必要な事業。

第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下 「法」という。)上の社員とする。
- (1)正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において定める会費を毎年納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議を経て、その資格を喪失する。
- (1)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (2) 会費を2年にわたって納入しないとき。
- (3)破産宣告を受けたとき。
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。
- (1)この定款または規定に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 代表理事 2名
- (2) 理事 2名以上
- (3) 監事 1名

(選任)

- 第13条 役員は総会において、会員の中から選任する。
 - 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が 1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総 数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 3 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第14条 代表理事は、この法人を代表し、会務を統括する。
 - 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 会計担当理事は、この法人の会計を担当する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しく は理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 5 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく これを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の過半数 の議決により解任することができる。
- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員の報酬の額は、理事会の決議を経て定める。
 - 3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(顧問)

- 第18条 この法人に、顧問を置くことができる。
 - 2 代表理事は、理事会の同意を得て、有識者を顧問として委嘱することができる。
 - 3 顧問は、必要と認める事項について代表理事に助言し、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会

(種別)

第19条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。 2 賛助会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。
- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)事業計画及び活動予算
- (4)事業報告及び活動決算
- (5)役員の選任又は解任
- (6)解散における残余財産の帰属
- (7) その他理事会が総会に付議した事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項4号の規定により、監事から召集があったとき

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。
 - 2 代表理事は、前条第2項第1号または第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、 すくなくとも5日前までに正会員に対して通知を発しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって 決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項 について書面もしくはファクシミリや電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代 理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(会議の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
- (1)事業計画及び活動予算の変更
- (2)役員の職務及び報酬
- (3)入会金及び会費の額
- (4)事務局の組織及び運営
- (5)会員の除名
- (6)総会に付議すべき事項
- (7)総会の議決した事項の執行に関する事項

- (8)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において 同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)その他運営に関する重要事項

(理事会の開催)

- 第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1)代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第4項5号の規定により、監事から召集があったとき。
 - 2 代表理事は前項第2号及び3号の請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならず、代表理事がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により開催の 日の少なくとも 7 日前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(議決)

- 第32条 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、第32条第2項及び第34条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 5 理事会への出席については、会議の場所への直接の参集の他に、双方向性及び即時性が確保された ウェブ会議システムでの参加も出席とみなす。

6 緊急を要する事項など、代表理事が必要と認めた事項について、代表理事から全理 事に書面、ファックス又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面、ファ ックス又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、持ち回り議決と して、 理事会の議決とすることができる。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を 作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあって は、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署 名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、第33条第6項の持ち回り議決の場合には、理事総数、代表理事が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、及び各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、代表理事及びその他の理事1人以上が、署名しなければならない。

第7章 資産

(資産の構成)

第35条 この法人の資産は、次に挙げるものをもって構成する。

- (1)設立時の財産目録に記載された財産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴なう収益
- (6)その他の収益

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業 に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事

が別に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第38条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第39条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日 に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、事業年度中であっても、代表理事が事業計画及び活動予算に変更の必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、これを変更することができる。
 - 3 事業計画及び活動予算の変更があった場合は、代表理事は、その変更後最初に開催される総会に、その内容を報告しなければならない。

(暫定予算)

- 第42条 前条の規定にかかわらず、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立までの期間 に係る暫定予算を編成し、執行することができる。
 - 2 前項の暫定予算による収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

- 第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため予算中に予備費を設けることができる。
 - 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、事業年度終了後3ヶ月以内に、 監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は 権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1)目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7)会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の議決
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立認証の取消し
 - 2 前項1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第48条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散 を除く。 (残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散したときに残存する財産は、総会において議決した、他の特定非営 利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の 議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の ホームページにおいて行う。

第11章 事務局

(事務局の設置等)

第52条 この法人の事務を処理する為、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第12章 雑則

(細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項 は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1、 この定款は、 この法人の成立の日から施行する。
- 2、 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 天野 真信

代表理事 佐佐木 龍秋

理事 久米 小百合

理事 三浦 灯

監事 菅野 律哉

3、この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 6 年 12 月 31 日までとする。但し、所轄庁の認証がこれ以降になる場合は、所轄庁の認証後、次の通常総会の日までとする。

4、 この法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年12月31日までとする。

5、 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立 総会の定めるところによる。

6、 この法人の設立当初の会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立総会で定められた下記の額とする。

正会員年会費 一般 10,000 円 、団体 30,000 円 、学生 5,000 円 賛助会員年会費 一般 10,000 円 、団体 30,000 円 、学生 5,000 円

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

役員名簿

特定非営利活動法人LOVE EAST

	T	ログに対していること	DOTE DIADI
役職名	フリ ガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
代表理事	天野 真信		有
代表理事	佐佐木 龍秋		無
理事	久米 小百合		無
理事	三浦 灯	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	無
監事	菅野 律哉		無

(法第10条第1項第5号関係様式例)

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

特定非営利活動法人LOVE EASTは 社会で弱い立場に弱い立場や環境にある人々の生活を立て直し、安全で安心して暮らすことができるよう、災害支援や貧困家庭支援に取り組みます。

活動のきっかけ

私たちの活動は、東日本大震災に際して始まりました。

取り組む課題

大きな地震や水害がかなりの頻度で発生しており、今後も様々な災害が起こることが見込まれます。そのような中で、次の災害に向けて準備することは重要な課題です。特に首都圏での大規模災害を想定した準備を進めていきます。

また、現在子供の貧困が問題となっています。ひとり親の世帯など、支援が必要な家庭に衣食住に関わる支援を行っていきます。

これまでの活動実績

東日本大震災では、がれきの撤去や家屋の清掃等を行いました。また、音楽を通したコミュニティ支援も行ってきました。

今回の令和6年能登半島地震においても、がれきの撤去や炊き出し、物資の配布等の支援をおこなっております。

2 申請に至るまでの経緯

2011年4月に、東日本大震災をきっかけに任意団体として発足し、その後も被災地のコミュニティ支援等を行ってきました。そして今回の令和6年能登半島地震の災害支援を行う中で、更に支援の輪を広げるために特定非営利活動法人設立をすることとなりました。

2024年 2月 29日

特定非営利活動法人LOVE EAST 設立代表者 住所又は居所 東京都日野市旭が丘2丁目3番地の1 氏名 天野真信 テ

(法第10条第1項第7号関係様式例)

2024年度 事業計画書

法人成立の日から2024年12月31日まで

特定非営利活動法人LOVE EAST

1 事業実施の方針

令和6年能登半島地震の支援活動を最優先に行う。物資の配布や炊き出しなどの支援に加え、瓦礫の撤去や家財出しなどの支援を行っていく。また、支援の段階に合わせて、音楽を通したコミュニティ支援や生活再建相談等も行っていく。貧困家庭支援については、初年度は広報から始め、来年度以降からの本格始動を目指していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の		実施	実施	従事者の	受益対象者の	支出見込
事業名	事 業 内 容	予定	予定	予定人数	範囲及び予定	額
学 未石		日時	場所		人数	(千円)
自然災害、飢餓、及び戦争	支援物資の配布、炊き出し、	通年	石川県羽	6人	各市町村の被	5210
等による被災民や難民等へ	瓦礫の撤去、家財出し等		咋市、志		災世帯500世帯	
の緊急支援事業及び復興支	音楽を通したコミュニティ支		賀町、穴			
援事業並びに自然災害等に	や、生活再建相談等		水町、輪			
対する防災・減災事業被災			島市等			
地への援助及び救援、支援						
の事業						
貧困家庭支援活動	貧困家庭問題に関する広報誌	通年	羽咋市	2人	不特定多数	120
	の発行、メールマガジンやホ		(法人事			
	ームページを通した情報発信		務所)			
その他この法人の目的達成	実施予定なし					
に必要な事業						

2025年度 事業計画書

2025年1月1日から2025年12月31日まで

特定非営利活動法人LOVE EAST

1 事業実施の方針

令和6年能登半島地震支援も落ち着くことが見込まれるため、コミュニティ支援等は 続けつつ、次の災害に向けた防災事業に移行していく。また、貧困家庭支援について は、生活必要物資の配布や、子ども食堂、無料塾等の支援を予定している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の		実施	実施	従事者の	受益対象者の	支出見込
事業名	事 業 内 容	予定	予定	予定人数	範囲及び予定	額
平木石		日時	場所		人数	(千円)
自然災害、飢餓、及び戦争	コミュニティ支援等	月1回	石川県志	6人	各市町村の被	960
等による被災民や難民等へ			賀町、穴		災世帯500世帯	
の緊急支援事業及び復興支	防災に関するセミナー・講演		水町、輪			
援事業並びに自然災害等に	会等の実施		島市			
対する防災・減災事業被災			羽咋市			
地への援助及び救援、支援			(法人事			
の事業			務所)			
貧困家庭支援活動	生活必要物資の配布	通年	東京都日	6人	日野市の貧困	2010
	子ども食堂		野市		世帯100世帯	
	無料塾					
その他この法人の目的達成	実施予定なし					
に必要な事業						

<u>2024年度 活動予算書</u> 法人成立の日から2024年12月31日まで

特定非営利活動法人LOVE EAST

特定非営利活動法人LO 				
科目		金額	N. 47.466 3. 1. 4.Z.	
1 経常収益1 受取会費正会員受取会費黄助会員受取会費	100000 100000	200000		
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	5000000	5000000		
3 受取助成金等 受取民間助成金	4000000	4000000		
4 事業収益 貧困家庭支援事業収益 災害支援事業収益 5 その他収益 受取利息 雑収益	0 0	0		
経常収益計 II 経常費用 1 事業費	0	0	9200000	
1 事業 (1) 人件費 給料手組 結定 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	3000000 480000 0 0 3480000 1000000 500000 200000 100000 20000 1850000 0 0 0 4500000 30000 100000 0	5330000		
支払利息 その他経費計 管理費計 管理費計 経常費用計 当期経常増減額 III 経常外収益	130000	4630000	9960000 -760000	
1 固定資産売却益 経常外収益計 IV 経常外費用 1 過年度損益修正損		0	0	
経常外費用計 当期正味財産増減額 設立時正味財産額 次期繰越正味財産額			0 -760000 1, 146, 571 386571	

<u>2025年度 活動予算書</u> 2025年1月1日から2025年12月31日まで

特定非営利活動法人LOVE EAST

_	th D			(単位:円)
ī	経常収益		金額	
	1 受取会費 正会員受取会費 費助会員受取会費	150000 200000	350000	
	2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	5000000		
	3 受取助成金等 受取民間助成金	2000000	5000000 2000000	
	4 事業収益 貧困家庭支援事業収益 災害支援事業収益 その他収益 受取利息 雑収益	0 0	0	
	経常収益計	V	0	7350000
П	経常事業 (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	2000000 320000 0 0 0 2320000 20000 300000 100000 100000 30000 650000 4500000 0 0 0 4500000	2970000	
	(2) その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 支払利息 その他経費計 管理費計 経常費用計 当期経常増減額	30000 100000 0 0 130000	4630000	7600000 -250000
Ш	経常外収益 1 固定資産売却益		0	230000
	経常外収益計 経常外費用 1 過年度損益修正損		0	0
	経常外費用計 当期正味財産増減額 前期繰越正味財産額 次期繰越正味財産額		0	0 -250000 386571 136571